

3 / 4 (水) の発表

報道発表資料の配付日時 3月4日(水) 19時20分

発表項目 (行事名)	小・中学校及び義務教育学校における卒業式の対応及び臨時休業中における「個別の対応」について		
記者レクのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>このことについて、別紙のとおり札幌市を除く各市町村教育委員会へ通知しましたので、お知らせします。</p> <p>なお、臨時休業における「個別の対応」につきましては、各道立学校にも通知しています。</p>		
参考			
担当 (連絡先)	教育庁学校教育局義務教育課 担当:主幹 伊藤 伸一 (内線 35-755) ダイヤルイン 011-204-5963		

教 義 第 1 4 7 1 号
令和2年（2020年）3月4日

各 教 育 局 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）

北海道教育庁教育部長 平 野 正 明

小・中学校及び義務教育学校における卒業式の対応について（通知）

このことについては、令和2年（2020年）2月25日付け教高第2338号「新型コロナウイルス感染症の対策に係る卒業式の対応について」により、卒業式の対応等についてお願いしたところですが、子どもたちの健康・安全を第一に考え、感染リスクに備えた対応が必要であることから、本年度の小・中学校及び義務教育学校の卒業式については、今後実施予定の分散登校日を活用して実施するほか、次のとおり参考例を示しますので、適切に対応するようお願いいたします。

また、各学校の対応については、PTA役員や学校評議員等との話し合いを踏まえ実施するようお願いいたします。市町村教育委員会においては、所管する学校に周知してください。

なお、今後の感染の状況によって、この対応が変更される場合があることを申し添えます。

記

- 1 卒業式に係る事前の練習を取りやめ、卒業式当日のみ実施する。
- 2 在校生の式典への参加を取りやめる。
- 3 卒業生の保護者の式典への参加を取りやめる。

なお、児童生徒の障がいの状態などにより、付添い等を要する場合は、付添う者の出席は可能とする。

また、小規模校において、保護者が式典に参加しても会場に十分なスペースを確保できる場合は、感染症予防に留意した上で実施する。

- 4 会場については、特に、次のことに留意する。
 - ・校内では、児童生徒同士の接触を極力避けるよう指導すること。
 - ・児童生徒の椅子の間隔を空けスペースを確保すること。なお、体育館を利用しても十分なスペースを確保できない場合は、学級単位で実施時間の差を設け、適切な児童生徒数にするなどして実施すること。
 - ・体育館等の十分な換気を行うとともに、PTAの協力を得るなどして、前日までに会場の清掃、消毒など衛生環境の確保に努めること。

- 5 祝辞の割愛など式次第の内容を精選するとともに、式辞や送辞等を文書で配付するほか、卒業証書授与の方法を個別から代表児童生徒に授与するなど、卒業式全体の時間短縮に努める。
- 6 卒業生については、事前に次のことを指導する。
 - ・当日は、咳エチケットを徹底すること。
 - ・風邪の症状がある児童生徒については、無理に登校しないこと。
 - ・喘息等の基礎疾患のある児童生徒については、保護者の意向を踏まえ、判断すること。
 - ・当日、入校の際は、学校玄関で「健康観察シート」による健康状態の確認を行うとともに、速やかに手指の消毒又は手洗いを実施させること。
- 7 教職員については、当日の健康状態を十分に確認すること。
- 8 土曜日又は日曜日に実施を予定している卒業式については、道から週末の取組等が示された場合には、別途通知します。

(学校教育局義務教育課)

教 義 第 1 4 7 0 号
令和2年（2020年）3月4日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（各市町村立小・中学校長及び義務教育学校長）

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

臨時休業中における「個別の対応」について（通知）

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業については、令和2年（2020年）2月28日付け教総第2114号「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について」等に基づき対応していただいているところですが、道教委では、臨時休業中に児童生徒や保護者が生活面や学習面などについて教員に個別に相談したい場合、保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問による「個別の対応」について、市町村教育委員会と連携し検討してきたところです。

つきましては、別添資料を参考に「個別の対応」の趣旨等を御理解の上、感染症予防に留意し実施するようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管の小・中学校及び義務教育学校に対し、周知願います。

義 務 教 育 課 義 務 教 育 グ ル ー プ
高 校 教 育 課 高 校 教 育 指 導 グ ル ー プ
特 別 支 援 教 育 課 学 校 教 育 指 導 グ ル ー プ
健 康 ・ 体 育 課 学 校 保 健 ・ 体 育 グ ル ー プ
生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全 課 生 徒 指 導 ・ 学 校 安 全 グ ル ー プ

個別の対応について

1 概要

臨時休業中に、児童生徒や保護者が生活面や学習面などについて教員に個別に相談したい場合、保護者の要望に基づき、来校相談や家庭訪問を実施する。

2 実施方法

(1) 来校相談

- ・ 小学校低学年や特別な支援を要する児童生徒は、保護者同伴の来校とすること
- ・ 事前に、児童生徒の来校時刻を調整し、児童生徒同士の接触を極力避けること
- ・ 入校の際に、手洗い、咳エチケットを徹底すること
- ・ 児童生徒が一人で来校する際は、「健康観察シート」等による来校当日の健康状態の確認を行うこと
- ・ 使用する教室等の換気、清掃、消毒など、衛生環境の確保に努めること
- ・ 通常の学習相談や進路相談については、今後実施予定の分散登校で対応すること

(2) 家庭訪問

- ・ 来校相談が難しい場合に保護者在宅中に行うこと
- ・ 通常の家来訪問と同様、原則、教員の勤務時間内に行うこと
- ・ 事前に、保護者と相談内容や訪問時間について相談すること

(3) その他

- ・ 電話による相談や連絡は適宜行うこと（メールによる相談は行わない）

3 留意事項

- ・ 保護者や児童生徒、教員に風邪等の症状がある場合は、来校相談、家庭訪問を延期するなどして対応すること
- ・ 面談時間は30分程度にとどめること